

新エネルギー民間導入支援事業実施要領

(屋根・土地貸しマッチング事業)

平成25年5月制定

1 事業の目的

特定非営利活動法人 ひむかおひさまネットワーク（以下「当法人」）では、平成24年7月1日からスタートした「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく固定価格買取制度を積極的に活用し、太陽光発電設備の導入を推進するため、宮崎県からの受託事業として新エネルギー民間導入支援（屋根・土地貸しマッチング）事業を開始しました。

そこで、屋根・土地貸しを希望する民間施設と、屋根・土地借りを希望する事業者をそれぞれ公募し、当法人のホームページに掲載して広く周知することにより、太陽光発電設備の導入に向けた双方の主体的な協議を促進する新エネルギー民間導入支援（屋根・土地貸しマッチング）事業を開始することとしました。

2 「屋根・土地貸し」希望施設の登録要件

登録要件は、次の(1)から(4)の全ての項目に該当する施設とします。

(1) 賃貸期間等

屋根を20年間（固定価格買取制度の買取期間）継続して賃貸できる県内の施設又は土地であること。

(2) 施設の耐震性

建築基準法に基づく新耐震基準が適用されている（1981年6月1日以降に建築確認を受けた施設）又は新耐震基準は適用されていないが耐震補強工事が行われている施設であること。

(3) 屋根の面積

太陽光パネルを設置できる1棟の屋根又は土地の面積は、150㎡以上であること。（傾斜屋根の場合は、北向きの面の面積を除く。）150㎡の面積については、おおむね太陽光発電10KWを余裕をもって設置できる広さとしています。

(4) 日照条件

周囲に受光障害物（山、森林、ビル等）がなく、日照条件が良好であること。

3 「屋根・土地借り」希望事業者の登録要件

登録要件は、法人格を有し、かつ、県内に事務所を有する団体であること。

また、事業者の構成要件等は設けないので、一事業者としての登録のほか、複数事業者、共同企業体（JV）、事業協同組合、特別目的会社（SPC）等として登録も可能です。

なお、複数事業者、共同企業体（JV）として登録を希望される場合は、代表事業者を定めていただきます。

4 登録時及び登録後の手続

(1) 共通事項

ア 申請書の様式

登録時及び登録後に提出していただく各申請書の様式については、当法人の次のホームページからダウンロードできます。

<http://www.himuka-ohisama.net/>

イ 申請書の提出先

各申請書は、電子メールで次のアドレスに送信してください。

特定非営利活動法人 ひむかおひさまネットワーク

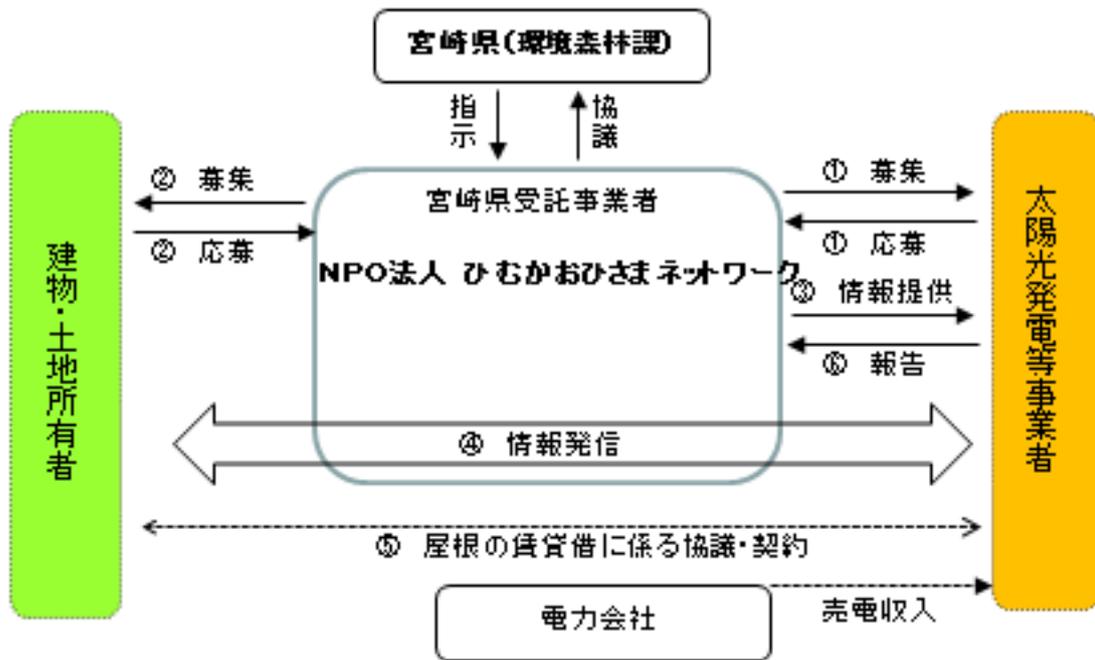
住所 〒880-0014 宮崎市鶴島2丁目9-6 みやざきNPOハウス303号室

電話 0985-89-2389

電子メールアドレス himuka-ohisama-net@soleil.ocn.ne.jp

ウ 手続の流れ

手続の流れの概要を図示すると次のとおりとなります。



注：本事業で受託事業者の行う業務は実線部分とする。

(2) 登録時の手続

ア 提出書類

次の登録申請書及び添付書類を提出してください。

(ア) 「屋根・土地貸し」希望施設

① 「屋根・土地貸し」希望施設登録申請書（様式1）

② 添付書類 建物・土地全体写真（1枚）、屋根・土地写真（2枚まで）

※写真（1枚あたり300KBまで）は、メールに添付してください。

(イ) 「屋根・土地借り」希望事業者

① 「屋根・土地借り」希望事業者登録申請書（様式2）

② 添付書類 法人の登記簿謄本（履歴事項証明書）

※登記簿謄本（履歴事項証明書）は、PDF化してメールに添付してください。

イ 登録申請書の受付期間

平成25年6月1日(土)から、随時、受け付けます。

(3) 登録期間

「屋根・土地貸し」希望事業者については、登録後6か月が経過する日が属する月の月末まで、「屋根・土地借り」希望事業者については、登録後1年が経過する日が属する月の月末までとします。

(4) 登録後の手続

ア 登録内容の変更

登録内容を変更する必要がある場合には、登録内容変更申請書（様式3-1、3-2）を速やかに提出してください。

イ 「屋根・土地貸し」希望施設が太陽光発電設備の設置を決定した場合の報告

「屋根・土地貸し」希望施設が、登録期間内に「屋根・土地貸し」又は自主設置にかかわらず、太陽光発電設備の設置を決定した場合には、太陽光発電設備設置報告書（様式4）を速やかに提出してください。同報告書を受理した後に、「屋根・土地貸し」希望施設の登録を抹消します。

ウ 登録の抹消

登録期間が満了する前に、登録抹消を希望する場合には、登録抹消申請書（様式5-1、5-2）を速やかに提出してください。

エ 登録期間の延長

登録期間の延長を希望する場合には、登録期間延長申請書（様式6-1、6-2）を登録期間満了の2週間前までに提出してください。

(5) その他

「屋根・土地貸し」希望施設が登録された事業者及び「屋根・土地借り」希望事業者として登録された事業者は、登録された情報に関する照会や太陽光発電設備の設置に向け協議の申入れがあった場合には、誠実に対応してください。

ただし、登録された場合であっても、必ず事業を実施しなければならないというものではありません。

5 事業の実施に関する留意事項

(1) 当法人の役割

本事業は、当法人が「屋根・土地貸し」希望施設と「屋根・土地借り」希望事業者をホームページに掲載することにより、当事者間の主体的な協議を促進することを目的としており、特定の施設や事業者の推薦やあっせん等を行うものではなく、また、太陽光発電設備を設置できることを保証するものでもありません。

したがって、「屋根・土地貸し」希望施設と「屋根・土地借り」希望事業者との協議や契約は、当事者間で直接行っていただくことになり、当法人が関与することはありません。

なお、当法人は太陽光発電等新エネルギーの普及促進を活動目的の一つにしていることからその経験を活かして、双方からの相談には積極的に応じます。

(2) 当法人ホームページにおける掲載

「屋根・土地貸し」希望施設登録申請書又は「屋根・土地借り」希望事業者登録申請書に基づき、その内容を当法人ホームページに掲載しますが、内容に錯誤や虚偽が判明したときなど、当法人がホームページに掲載することが不適切と判断した場合には、内容の修正又は掲載の中止等の措置を取ります。

(3) その他

本事業の実施により、屋根・土地貸しを希望する者又は屋根・土地借りを希望する者に生じた損害等については、当事者が解決することとし、県及び当法人は一切責任を負いません。

以上